

## 「でんさいライトサービス」利用規定

「でんさいライトサービス」利用規定(以下「本規定」といいます)は、株式会社みずほ銀行(以下「当行」といいます)が提供する「でんさいライトサービス」(以下「本サービス」といいます)の利用に関して定めたものです。本サービスの申込者(以下「契約者」といいます)は、本規定の内容を理解し、本規定の各条項と株式会社全銀電子債権ネットワーク(以下「でんさいネット」といいます)の定める「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程」(以下「業務規程」といいます)、「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則」(以下「業務規程細則」といいます)および「でんさいライトサービス利用規程」(以下、業務規程、業務規程細則と併せて「業務規程等」といいます)を承認の上で、本サービスの申込を行うものとします。

### 第1条 本サービスの内容

本規定における本サービスとは、契約者が契約者のパーソナルコンピュータ等(以下「端末」といいます)により、でんさいライト(業務規程等に定める、でんさいネットが提供するインターネット・サービス)を介するなどして、でんさいネットおよび当行と契約者との取引に関するデータを授受し、当行がかかる取引の手続を行うサービスをいいます。本サービスの内容は、第4条から第8条に定めるとおりとします。

### 第2条 本サービスの申込

#### 1. 申込方法

契約者は、本サービスの利用申込にあたっては、本規定の内容を承認の上、当行所定の申込書に必要事項を記入し、本人確認のための当行所定の書類とあわせて当行に提出するものとします。また、当行は、提出された申込書の内容についてでんさいネットに提供するものとします。

#### 2. 申込口座および手数料引落口座の届出

本サービスの利用申込に際しては、契約者は、申込口座(業務規程細則に定める「決済口座」に相当する口座をいいます。以下同じ)および手数料引落口座(第9条第3項(1)に規定する手数料を引き落とす口座をいいます。以下同じ)を申込書により当行に届け出るものとします。ただし、契約者が申込口座および手数料引落口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における契約者本人名義の預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。

#### 3. 申込承諾

- (1) 当行は、契約者が本条第5項に定める利用者要件を充足していることを確認の上、申込に対して承諾する場合には、でんさいネットから、本サービスの利用開始に必要な書類を送付します。書類送付先は、原則、契約者の届出住所とします。なお、契約者が申込をした場合でも、当行の判断によりこれを承諾することができない場合があるほか、承諾する場合でも、一部のサービスについて利用を認めない等の条件を付して承諾する場合があります。
- (2) 前記(1)により当行が承諾した場合には、本サービスの利用契約(以下「利用契約」といいます)が当行と契約者との間で成立し、前記(1)の通知に記載された利用開始日に、その効力を生じるものとします。

#### 4. 不備のある場合

契約者が提出する申込書および届出の記載に不備がある場合には、改めて申込書の提出および届出を要するものとします。この場合、既に提出された記載に不備のある申込書および届出書類の返送、廃棄等の処理については、法律上要求される個人情報の保護を前提とし、当行の判断により行うものとします。

#### 5. 利用者要件

本サービスの利用にあたっては、契約者は、業務規程で定める利用契約の締結要件に加え、当行に当座預金口座または普通預金口座(発生記録(債務者請求方式)に係る取引を利用する場合は当座預金口座)を有しており、かつ当該口座を申込口座に指定する必要があります。

### 第3条 でんさいネットサービスとの併用不可

当行の「でんさいネットサービス」と本サービスを併せて契約することはできません。

### 第4条 口座間送金決済サービス

#### 1. 口座間送金決済

- (1) 当サービスは、電子記録債権について、支払期日(支払期日が銀行休業日の場合、その翌営業日とします。以下同じ)に債務者の決済口座から債権者の決済口座(以下「債権者口座」といいます)に支払うべき金額(以下「決済金額」といいます)を振り込むことにより口座間送金決済を行うサービスです。
- (2) 契約者を債務者とする電子記録債権の決済は、支払期日に、当座勘定規定にかかわらず、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、決済金額相当額を申込口座から引き落とす方法により支払うことにより行われるものとします。契約者は、支払期日の前営業日までに、決済金額を申込口座に入金するものとします。
- (3) 口座間送金決済に関し、同一の日に申込口座からの電子記録債権の決済に係る引落以外の引落がある場合、または複数の電子記録債権の決済に係る引落がある場合には、引落の順序は、当行の定めによるものとします。
- (4) 当行は、前記(2)の引落完了後、でんさいネットから提供される決済情報に記載されている債権者口座あての振込通知を発信します。
- (5) 支払期日の所定の时限までに前記(2)の引落ができなかった場合その他業務規程細則に定める場合には、当行は振込通知の発信をしないことがあります。振込通知の発信を行わなかった場合、当行は契約者に生じた損害については、一切の責任を負いません。

## 2. 口座間送金決済の中止の申出

業務規程細則に定める場合に限り、契約者は支払期日の前営業日までに、当行に対し、当行所定の手続に従い、口座間送金決済の中止の申出をすることができます。

## 第5条 支払不能

### 1. 支払不能事由の通知

当行は、次の各号に掲げる事由により支払不能となった契約者を債務者とする電子記録債権があった場合には、直ちにその該当する事由をでんさいネットに対し通知します。

- ① 第0号支払不能事由(契約者の信用に關しない事由その他業務規程細則で定める事由)
- ② 第1号支払不能事由(資金不足その他業務規程細則で定める事由)
- ③ 第2号支払不能事由(債務者の申出により口座間送金決済を中止することができる事由として業務規程細則で定める事由)

### 2. 支払不能通知

当行は、でんさいネットから契約者が債務者または債権者である電子記録債権の支払不能情報が通知された場合には、契約者に対して支払不能の旨を通知します。

### 3. 取引停止通知

当行は、でんさいネットから契約者に対する取引停止処分が通知された場合には、契約者に対して取引停止の旨を通知します。

### 4. 異議申立

- (1) 第2号支払不能事由について、債務者である契約者が異議申立および異議申立預託金の預入れを行う場合は、当行所定の手続に従って行うものとします。ただし、異議申立については、対象となる電子記録債権の支払期日の前営業日までに行うものとし、異議申立預託金の預入れについては、事前に当行と協議の上、原則として支払期日までに行うものとします。
- (2) 前記(1)の規定にかかわらず、第2号支払不能事由が不正作出である場合には、債務者である契約者は当行所定の手続に従って異議申立預託金の預入れ免除の申立をすることができます。

## 第6条 記録請求の制限・解除を求める意思の取次

契約者は当行に対し、次の各号の記録請求を制限する措置をすることをでんさいネットに求める旨の契約者の意思を当行がでんさいネットに伝達する取次を求めることができるものとします。また、契約者は当行に対し、記録請求の制限措置を解除することをでんさいネットに求める旨の契約者の意思を当行がでんさいネットに伝達する取次を求めることができるものとします。契約者によるこれらの申出は、当行所定の方法によるものとします。当行は、契約者の申出に応じ、でんさいネットに伝達するものとします。

- ①発生記録請求
- ②契約者を譲受人とする譲渡記録請求

## 第7条 利害関係人が3名以上いる場合の変更記録請求の取次

契約者が請求しようとする変更記録について利害関係人(契約者を含みます)が3名以上いる場合に限り、契約者は、申込口座がある当行本支店の窓口において、当行所定の手続に従い、変更記録請求のでんさいネットへの取次を当行に依頼することができるものとします。当行は、契約者からの依頼に基づきでんさいネットへ取次を行うものとします。その場合、でんさいネットでの記録が完了した時点で、契約者の請求した変更記録が成立するものとします。

## 第8条 真にやむを得ないと判断する場合の記録請求の代行

でんさいネットが提供するでんさいライトのシステムの障害等により、でんさいネットおよび当行が真にやむを得ないと判断する場合に限り、契約者は、当行所定の手続に従い、当行所定の方法により当行において対応が可能な範囲内で次の各号の記録請求の代行を行うことを当行に依頼することができるものとします。当行は、当行所定の方法により当行において対応が可能な範囲内で、契約者からの依頼に基づき代行を行うものとします。その場合、でんさいネットでの記録が完了した時点で、契約者の請求した記録が成立するものとします。

- ①発生記録請求
- ②譲渡記録請求
- ③支払等記録請求
- ④変更記録請求
- ⑤分割記録請求

## 第9条 本サービスの利用

### 1. 利用環境

本サービスの利用にあたり、契約者は自己の費用、負担および責任により本サービスを利用するためには必要な全ての機器等の準備およびインターネットへのアクセス等の環境整備をする必要があります。ただし、当行所定の環境が備わっていても、契約者固有の設定がなされている場合その他の事情により、本サービスを利用できないことがあります。

## 2. サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は、当行所定の取扱日・取扱時間とします。なお、当行は、この取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があり、そのために契約者に生じた損害について、当行は責任を負いません。

## 3. 手数料

- (1) 契約者は、本サービスの利用にかかる当行に対する手数料として、当行所定の日に当行所定の金額を支払うものとします。
- (2) 前記(1)の手数料は、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、小切手またはキャッシュカードの提出を受けることなく、契約者が申込書によって当行に届け出た手数料引落口座から当行が引き落とす方法により支払うものとします。
- (3) 利用契約が解約された場合において、契約者であった者は、解約後に当行に対し、業務規程等により認められている開示に係る請求を行う場合には、当行所定の金額を支払うものとします。

## 4. 取引内容の確認

- (1) 契約者は、本サービスの口座間送金決済が完了した後、普通預金通帳の記帳または当座勘定照合表等により取引内容を確認するものとします。
- (2) 前記(1)の確認の結果、万一、取引内容に相違があることが判明したときは、直ちにその旨を当行に連絡するものとします。
- (3) 契約者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

## 第10条 海外からの利用

1. 本サービスは、海外からは、外国の法律、制度または通信事情等(以下「外国法等」といいます)により、利用することができない場合があります。契約者は、本サービスを海外から利用する場合は、当該外国法等につき事前に確認するものとします。外国法等により、契約者が本サービスを利用したことまたは利用することができなかったことに伴い損害が生じた場合であっても、当行は責任を負いません。

2. 外国法等により、特定地域で本サービスが利用できなくなった場合、当行は、本サービスの全部または一部の利用停止または解約をできるものとします。

## 第11条 反社会的勢力ではないことの表明・確約等

1. 契約者(法人の場合には、その役員等を含みます。以下本条において同じ)は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のひとつにでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 契約者が、本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは本条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または本条第1項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスの利用が停止され、または通知により本利用契約が解約されても、契約者は異議を述べず、また、これにより契約者に損害が生じた場合でも、一切契約者の責任とし、当行は責任を負いません。これにより当行に損害を生じた場合には、契約者はその損害額を当行に支払います。

## 第12条 相続時の対応

契約者に相続が発生した場合は、その地位を承継した相続人等の代表者が、当行所定の手続によってその旨を届け出るものとします。なお、その場合、契約者を債務者、債権者または電子記録保証人とする未消滅の電子記録債権(以下「未消滅電子記録債権」といいます)の取引処理が所定の手続に従って完了するまで、申込口座の解約や口座名義の変更処理は行えないものとします。

## 第13条 届出等

### 1. 連絡先

当行は契約者に対し、本サービスの利用内容等について通知、照会または確認(以下「通知等」といいます)を行うことがあります。その場合、契約者が当行所定の方法により予め当行に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレスのうちいずれかを連絡先とします。

## 2. 届出事項の変更

届出事項に変更がある場合および届出の印章を紛失した場合、契約者は、直ちに当行所定の方法により取引店宛に届け出るものとします。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

## 3. 変更事項の届出がない場合の取扱

当行が本条第1項に定める連絡先に通知等を発信し、もしくは発送し、または書類を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。ただし、当行が契約者に対して行う電子メールによる通知等は、当行が電子メールを送信した時点で到着したものとみなします。

## 第14条 秘密保持

契約者は、本サービスの利用により知り得た当行の情報を第三者に漏洩しないものとします。

## 第15条 契約者情報の取扱い

1. 当行は、本サービスによって取得した契約者情報について、契約者との間の営業活動その他契約者との間の他の取引等に利用できるものとします。

2. 本サービスの利用に関し、当行は契約者の情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の関連会社、代理人、またはその他の第三者に提供することができるものとします。

## 第16条 免責事項

### 1. 通信手段の障害等

通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットもしくはコンピュータ等の障害、または回線の不通もしくは混雑等により、本サービスの利用が不能となる場合、または本サービスの取扱が遅延となる場合があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

### 2. 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路における盗聴・不正アクセス等、当行の責めによらない事由により、当行と契約者との取引に関する情報等が漏洩しても、そのために契約者に生じた損害について、当行は責任を負いません。

### 3. 届出印鑑等

(1)申込書の「届出印」欄に付された印影または署名が、その後作成される本サービスに関する書類に付された場合、その書類は本サービスに係る契約者の意思を表示したものとみなします。

(2)契約者が当行に提出した書面等における印影または署名を、届出の印鑑または署名と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合は、それらの書面、印章、署名につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために契約者に生じた損害について、当行は責任を負いません。

### 4. 情報の開示

法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が要請された場合、当行は契約者の承諾なくして当該法令、規則、行政庁の命令等の定める手続にもとづいて当該情報を開示することができます。当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

### 5. その他

(1)当行は、契約者に対して、本サービスの利用が妨げられること、障害が発生しないことを保証するものではありません。

(2)当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことにより発生した損害等については、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。当行の責めに帰すべき事由がある場合(当行に故意または重大な過失がある場合を除く)における当行の損害賠償責任は、当該事由に起因する直接損害に限るものとし、いかなる場合であっても、間接損害、特別損害、付随損害その他の直接損害以外の一切の損害について賠償の責任を負わないものとします。

(3)契約者が本サービスを契約者自身が占有・管理する端末以外の端末により利用したことによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

(4)災害、事変、裁判所等公的機関の措置または通信業者その他の第三者の行為等、当行の責めによらない事由によって、当行が本サービスの提供を行うことができなかつた場合、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

(5)本サービスにおいて、契約者からの照会に基づき当行が提供した情報の内容について誤りがあった場合、当行が提供した情報の内容変更もしくは取消しをした場合、情報の提供がなされなかつた場合または情報の提供が遅れた場合、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由があるときを除き、当行は責任を負いません。

(6)第18条または第19条の規定に基づき本サービスが停止され、もしくは廃止された場合または利用契約が解約された場合、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(7)第4条から第8条で定める各サービスにおいて、次の各号の事由によって当行が手続を行うことができないことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

①依頼データが当行の責めに帰すことのできない事由により当行に到達しなかつたこと

②依頼の明細が、当行所定の方法に基づくものではないか、依頼データに瑕疵があること

③当行が依頼を受け付けた時点または手続を実行する時点で、指定された申込口座または債権者口座が、解約され、または利用が制限されていること

④差押等やむをえない事情があり、当行が申込口座からの支払を不適当と認めたこと

- ⑤契約者が、でんさいネットまたは当行から、業務規程等に定める債務者利用停止措置を受けていること
- ⑥当行の審査基準に合致しないことその他の理由により、当行が手続を行うことができないと判断したこと

## 第17条 債務者利用の停止の申入れ

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく、業務規程等に定める債務者利用停止措置をすることをでんさいネットに申し入れができるものとします。これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ①業務規程等に違反した場合
- ②でんさいネットより取引停止処分が科された場合
- ③当行が特に必要と認める場合

## 第18条 サービスの停止および廃止

当行は、契約者に対して 90 日前に事前に通知することをもって、本サービスを停止し、または廃止することができます。ただし、緊急を要する場合その他のやむをえない事由がある場合は、当行はこの期間を短縮できるものとします。本条に基づき当行が本サービスを停止し、または廃止した場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、当行に対してその賠償の請求は行わないものとします。

## 第19条 解約

### 1. 契約者による解約

契約者は、いつでも利用契約を解約することができるものとします。

### 2. 当行による解約

当行は、次の各号の事由が生じた場合、その他いつでもその都合により、利用契約を解約することができるものとします。

- ① 契約者について破産手続またはそれに準ずる倒産手続が開始された場合
- ② 契約者が死亡した場合
- ③ 申込口座について当行の解約権の行使により解約された場合
- ④ 契約者が業務規程の規定する利用契約の締結要件(ただし、電子記録債権に係る債務の支払能力に関する要件は除きます)を満たさなくなつた場合
- ⑤ 契約者が公序良俗に違反する行為を行った場合
- ⑥ 契約者が業務規程等に繰り返し違反しもしくは違反した状態が継続する等、でんさいネットの運営を損なう行為があつた場合
- ⑦ その他でんさいネットまたは当行が前各号に準ずると認めた場合
- ⑧ でんさいネットが、当行との間の業務委託契約を解約した場合、

### 3. 解約の方法

第 1 項の解約にあっては、当行所定の書面により当行に通知する方法によるものとします。第 2 項の解約にあっては、契約者に通知する方法によるものとします。

### 4. 解約の効力発生時点

- (1) 第 1 項の解約にあっては、前項の書面を当行が受け付けたうえで当行所定の方法により当行が解約手続を完了した時に、第 2 項の解約にあっては、当行が通知する解約日に、解約の効力が生じるものとします。第 1 項の解約に關し、当行所定の書面による通知により直ちに解約の効力が生じるわけではないことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (2) 前記(1)に定める効力発生時において未消滅電子記録債権がある場合には、前記(1)にかかわらず、当該未消滅電子記録債権の全部が消滅したことが支払等記録等によって確認された時に、解約の効力が生じるものとします。このことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 5. 申込口座の解約

- (1) 申込口座の解約(当行の解約権の行使による解約を除きます。後記(2)において同じ)がされた場合には、前各項にかかわらず、その解約時に、利用契約も自動的に解約されるものとします。
- (2) 未消滅電子記録債権がある場合は、当該未消滅電子記録債権の全部が消滅したことが確認されるまで、申込口座の解約は不可とします。
- (3) 申込口座が当行の解約権の行使により解約された場合については、前各項によります。

### 6. 未払手数料の精算

契約者は、解約の効力が生じたと同時に、直ちに当行に未払手数料を支払うものとします。

## 第20条 過振り

1. 口座間送金決済に關し、第 4 条第 1 項(2)に定める引落が残高不足によりできないにもかかわらず、当行の裁量により引落資金をこえて、でんさいネットから提供される決済情報に記載されている債権者口座あての振込通知をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。

2. 前項の不足金に対する損害金の割合は年 14%(年 365 日の日割計算)とし、当行所定の方法によって計算します。

3. 第1項により当行が振込通知をした後に15時までに申込口座に受け入れまたは振り込まれた資金は、同項の不足金に充当します。ただし、15時以降に入金した資金であっても、当行が認めた場合には不足金に充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

4. 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。

5. 第1項による不足金がある場合には、本人から申込口座に受け入れまたは振り込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

## 第21条 その他

### 1. 本サービス対象外

次の各号に掲げる記録請求は、第8条に規定する場合(第4号の変更記録請求については第7条および第8条に規定する場合)を除き、当行は取扱いいたしません。契約者は、でんさいライトのウェブサイトにアクセスし、業務規程等の定めに従って利用してください。なお、業務規程等と異なる利用により生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ① 発生記録請求
- ② 譲渡記録請求
- ③ 支払等記録請求
- ④ 変更記録請求
- ⑤ 分割記録請求

### 2. 各種申出・届出・通知・申立等の方法

契約者からの各種申出・届出・通知・申立および当行からの各種通知等に関する方法に関して、本規定に定めのないものについては、当行所定の方法によるものとします。

## 第22条 規定等の適用

本規定に定めのない事項については、契約者が当行との間で別に締結している銀行取引約定書、普通預金規定、当座勘定規定、振込規定、その他の約定書および規定を適用するものとします。

## 第23条 本規定の変更

民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、本規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。

## 第24条 権利・義務の譲渡・質入等の禁止

契約者は、利用契約上の権利または義務の全部または一部について、他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

## 第25条 準拠法と管轄

利用契約は日本の法律に準拠し、日本の法律に基づき解釈されるものとします。利用契約に係る事項に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(当行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772)

【2024年11月18日制定】